

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

東神楽ブランド創出産業支援事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道上川郡東神楽町

3 地域再生計画の区域

北海道上川郡東神楽町の全域

4 地域再生計画の目標

東神楽町は中核都市である旭川市に隣接し、町内には美しい自然環境や充実した子育て支援、「健康食育タウン」の推進等による健康寿命の延伸など様々な施策により、まち全体で子育てを応援し、手厚い福祉で老後も安心して生活できる「住みやすいまち」として、若い世代のみならず、アクティブシニアの移住や自然増も相まって人口が増加傾向にある。

今後は、いずれ訪れる人口減少に備えて、若い世代が育ち、自分たちのまちを愛し、また、まちに戻り住み続けられる持続的なまちづくりを推進していくために、魅力ある産業や安定した雇用の創出と、人材育成・確保が不可欠であり、また、まちを象徴する「ひと」や「モノ」など誇れるものを創出し育て上げることにより、東神楽ブランドを確立し、まち全体の価値の向上を図る必要がある。

そのため、まちの多くの関係者を巻き込み、農産物等をはじめとする地域資源を一層活用し、磨き上げるとともに、地域経済の好循環を生むカギとなる製品の生産・加工から販売までを一貫してプロデュースする協議会の設立により、地域商社を目指し地域を売り込むとともに、まちの知名度を向上させるためシティプロモーションを行うことにより、まちの稼ぐ力を高め産業の発展と地域経済の活性化を図る必要がある。

しかしながら、地域が持つ資源や魅力など、その全て、一つひとつは素晴らしい素材としてあるものの、ターゲットを見定めた製品開発や販路の開拓、情報発信不足など、まちが一体となったプロモーションを行っていないことから、その多くは未だ魅力が知られていないところである。

そのため、地域が一丸となって、今一度その魅力を見直し、磨き上げ、更には、それぞれの地域資源の組み合わせによる新製品等の開発や新たな地域資源の発掘、また観光資源を活かすことにより情報を効果的、効率的に発信PRし、まちのブランド化を図り、地域が一丸となってシティプロモーション

ョンを実施していくことがこれからの重要な課題となっている。

また、アクティブシニアが中心となり、離農者などこれまでの経験を活かして活躍できる場や情報交換の場となるコミュニティスペースなど産業を下支えする小さな拠点を整備する必要がある、これからの重要な課題となっている。

【数値目標】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 3 1 年 3 月末
町内の従業者数	0 人	20 人	30 人
新規の創業事業者数	0 件	1 件	1 件
新製品開発数	0 品	0 品	2 品

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本事業は、「まちのブランド化」、「既存する地域資源の磨き上げ」、「新製品の開発や販路の開拓」をするため地域商社の設立を目指した協議会を設置し、地域資源やまちの魅力を発信し、シティプロモーションの実施とあわせて東神楽ブランドの確立により、産業の活性化と地域経済の発展を図るもの。

また、小さな拠点の整備など、これまでの経験や知識を活かしたアクティブシニアが中心となり活躍できる場の創出により、健康で元気に働き続けられる場の創出や、雇用の確保など地域全体で産業の下支えを行い活性化を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）【A3007】

① 事業主体

北海道上川郡東神楽町

② 事業の名称：東神楽ブランド創出支援事業

③ 事業の内容

産業の活性化と地域経済の発展に向けて、「まちをブランド化すること」、「既存の製品等を磨き上げる」こと、「魅力ある新製品等を開発、販路の開拓」をすることを当事業の柱としてシティプロモーションを実施し、ローカルブランディングを確立する。

現在、「東神楽ブランド」を構築する一法として、官民協働で取り組

んでいる「東神楽ブランドデザイン制作事業」によりまちのロゴデザインを制作している。このロゴデザインを活用し、高品質な農畜産物や魅力ある製品、様々なサービス、また、まちのサインなどに付与、普及させることによりまちのイメージを一新しながら、地域の特色ある産品や資源についてマーケティング調査や戦略的なブランディング計画の策定、PR やプロモーション活動を実施する。

また、農業者、商工業者が持つそれぞれの高い生産技術や能力、各関係機関のネットワークや知識など英知を結集した協議会を設立し地域商社を目指し、まち独自で実施している「健康食育タウン」事業などと連携しながら新製品等の開発や販路の開拓により、魅力ある産業や安定した雇用の創出へ繋げ、さらには、新規創業の支援により若者やよそ者など新たな人材の流入を促すことで、取り組みをまち全体へ波及させ産業全体の活性化を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

組織化することより、全産業が横の連携を図ることで、個々の企業や団体等だけでは取り組めない問題や課題など弱みを、各々が持つ能力や技術、その組み合わせなどにより解決、克服し、また、新たなアイデアの発案や立案により、地域の魅力を様々な形で情報発信する地域のフロント機関として地域商社の設立を目指して自立した運営を行う。

【官民協働】

多様な主体の参画により、各々が有する知識や技術、ノウハウ、アイデアを基に、まち全体が一丸となり産業の活性化と地域経済の発展に向けて「東神楽ブランド」の構築と新製品等の開発、販路の開拓等に取り組み、産業や雇用の場の創出、人材育成・確保へと繋げる。

【政策間連携】

地域資源の磨き上げや新製品等の開発、そして、東神楽ブランドの確立により、産業の活性化や地域経済の発展が図られるだけでなく、地域資源のPR や魅力の的確な情報発信により、産業の全体的な発展から人材の育成と確保を促し、ヒトの流れを作ることで交流人口の増加を推進する。

【地域間連携】

まちのブランド化を図る上で、既にブランドを確立している旭川家具や木工製品等の生産を行う近隣市町との連携により、人材の育成や販路拡大、情報発信を行うことにより地域産業の育成から、圏域全体に経済波及効果を促し、圏域全体のブランド化と知名度の向上へと繋げる。

また、近隣市町が持つ地域資源とネットワークを活用し、さらに旭川空港の立地性を活かした企業誘致の推進により、ひとやモノを集積することで、圏域全体の雇用の促進と定住人口の増加を図る。

【その他の先導性】

本町は、少子高齢化や人口の減少が進む中、今までの子育て施策や充実した手厚い福祉施策などで、特に若い世代の移住により北海道内トップを誇る人口の増加率を成し遂げた取り組みにより、「子育てがしやすいまち」、「住みやすいまち」として認知され、東神楽のイメージとして定着してきた。

今後は、これらを踏まえ、単一のものをブランド化する取り組みではなく、まち全体をブランド化することにより産業へ波及させることで、雇用の創出など地域産業への貢献のみならず、様々な事業や今までの取り組みにも波及効果を与えることで、まち全体へと好循環をもたらし、また、地域の魅力や資源を活用し発信していく地域商社の設立や新産業の育成を目指してまちのシティプロモーションを実施する取り組みは、他の自治体にも参考となる新たな取り組みである。

⑤ 重要業績指標及びKPI及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 3 1 年 3 月末
町内の従業者数	0 人	20 人	30 人
新規の創業事業者数	0 件	1 件	1 件
新製品開発数	0 品	0 品	2 品

⑥ 評価の方法、時期及び体制

東神楽町地方版総合戦略策定時の、「東神楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会」委員により検証組織を構成し、毎年度9月に総合戦略に基づく施策の進捗状況の検証、総合戦略の改訂を含め、施策の意見聴取を実施し検証する。また、検証結果を町ホームページにより公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

①法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 71,960 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日（3カ年度）

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 中小企業育成事業

事業概要：町内企業や後継者育成のため、スキルアップセミナー等への参加助成や、経営の安定と事業の拡充を図る事業者に対し、運転資金及び施設設備資金の利子の一部を助成する。

実施主体：北海道上川郡東神楽町

事業期間：平成28年度～平成30年度

(2) 志比内地区公民館整備事業

事業概要：志比内地区公民館の老朽化や耐震性の確保のため改修するのに合わせて、アクティブシニアが活躍でき、地域住民の交流の場となる小さな拠点施設を整備する。

実施主体：北海道上川郡東神楽町

事業期間：平成28年度～平成29年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

定量目標の達成状況を確認するため、毎年度各指標の集計を行い、外部有識者を含めた検証機関において結果について評価を行う。評価結果を踏まえ目標の効果的な実現に向けて必要な見直しや変更を行う。

目標1

町内の従業者数については、毎年3月31日時点での法人町民税申告の集計により把握する。

目標 2

新規の創業事業者数については、毎年3月31日時点での法人設立届の集計により把握する。

目標 3

新製品開発数については、毎年3月31日時点での事業参画者及び聞き取り調査による把握する。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 3 1 年 3 月末
町内の従業者数	0 人	20 人	30 人
新規の創業事業者数	0 件	1 件	1 件
新製品開発数	0 品	0 品	2 品

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

毎年、東神楽町が9月末時点で、町ホームページにより公表する。